

議案第 2 号

大野市学校給食センター設置条例を廃止する条例案

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市学校給食センターを廃止するため

議案第 号

大野市学校給食センター設置条例を廃止する条例案

令和6年 月 日提出

大野市長 石山志保

提案理由

大野市学校給食センターを廃止するため

大野市学校給食センター設置条例を廃止する条例

大野市学校給食センター設置条例（平成17年条例第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大野市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 大野市附属機関の設置に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）教育委員会の部大野市学校給食センター運営委員会の項を削る。

（大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条、第2条関係）学校給食センター運営委員会委員の項を削る。